

2013年3月決算から課される復興特別法人税とは？

復興特別法人税は、東日本大震災からの復興財源を確保するために、法人に対して課される税金です。この税金は、基本的には平成25年3月決算法人から課されることとなります。今回はこの復興特別法人税が、どのように課されるのか、また注意すべき点などを、Q&Aでご紹介していきます。

Q1 復興特別法人税は、いつからいつまで課税されるのですか？

A1 復興特別法人税は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に、最初に開始する事業年度から3年間に渡って課税されるというのが原則です。1年決算の法人であれば、決算期変更しない限り、平成24年4月1日以降に始まる事業年度から3期間について復興特別法人税が課されます。3月決算であれば、平成25年3月期、平成26年3月期、平成27年3月期が対象となります。12月決算であれば、指定期間内で最初に開始する事業年度は平成25年1月1日ですので、平成25年12月期、平成26年12月期そして平成27年12月期が、復興特別法人税の対象となります。

Q2 では、この指定期間内に新たに法人を設立した場合は、どうなりますか？たとえば、平成24年7月1日に12月決算の法人を設立した場合は、いかがでしょうか？この場合も3年間課税されるのですか？

A2 指定期間内に設立された新設法人の場合には、設立の日から指定期間内の日の属する事業年度までが、課税対象となります。ただし、最後の事業年度は、事業年度開始の日から指定期間の末日（平成27年3月31日）までとなります。平成24年7月1日に設立された12月決算法人の場合は、平成24年12月期、平成25年12月期、平成26年12月期そして平成27年12月期が、復興特別法人税の対象となります。ただし、平成27年12月期は、最後まで課税対象とすると指定期間の末日を超えてしまいますので、平成27年3月31日までの月割り計算をします。具体的には、最後の期は、課税対象に3/12を乗じることとなります（**図表1参照**）。その結果、復興特別法人税が課税されるのは、丸3年間ではなく、設立の日から平成27年3月31日までの33ヵ月間ということになります。

Q3 また、指定期間内に事業年度を変更した場合は、どうなりますか？たとえば、9月決算で、平成27年4月1日に3月決算に変更した場合は、いかがでしょうか？

A3 9月決算の場合には、平成25年9月期、平成26年9月期そして平成27年9月期が復興特別法人税の対象となります。ただし、平成27年4月1日に3月決算に変更すると、最後の期が平成28年3月31日までとなり、36ヵ月を超えてしまいます。この場合は図表2のとおり、最後の期は平成27年9月30日までの6ヵ月間のみ復興特別法人税の対象と

なります。すなわち、最後の期は課税対象に 6/12 を乗じることになります。最高でも、36 カ月は超えないということです。

Q 4 復興特別法人税は、どのように計算するのですか？

A 4 復興特別法人税の計算は、基本的には単純です。法人税額の 10%が、復興特別法人税額になります。なお、法人が受取利息や受取配当金などについて、復興特別所得税を支払っている（控除されている）場合は、その復興特別所得税は、復興特別法人税から控除することができます。復興特別法人税と復興特別所得税をダブルで取らない、ということです。復興特別所得税の方が多かった場合は、その多かった金額は還付されることになります。

Q 5 復興特別法人税は、損金にすることができるのですか？

A 5 復興特別法人税は、法人税と同様に損金にはなりません。また、Q 4 の復興特別所得税が還付になった場合も、益金の額には算入されません。

Q 6 復興特別法人税の申告納付は、いつ行うのですか？

A 6 復興特別法人税の申告は、法人税と同様に事業年度終了後 2 ヶ月以内に申告する必要があります。法人税に連動して計算されるのですが、法人税の申告書とは別に、復興特別法人税の申告書を作成することになります。なお、納付も申告期限までに行う必要があります。

Q 7 赤字で法人税が発生しない場合でも、復興特別法人税を申告するのですか？

A 7 赤字の場合や、繰越欠損金の控除ができて所得金額がゼロになる場合は、法人税が発生しません。この場合には、復興特別法人税もゼロになりますので、復興特別法人税の申告は必ずしも必要ではありません。ただし、復興特別所得税の還付が多少でもある可能性があります。また、後日、税務調査があつて法人税が発生した場合には、復興特別法人税も発生することになります。その際に、当初申告していないと無申告加算税が課されてしまいます。したがって、法人税がゼロであっても、復興特別法人税の申告はしておいた方が無難です。

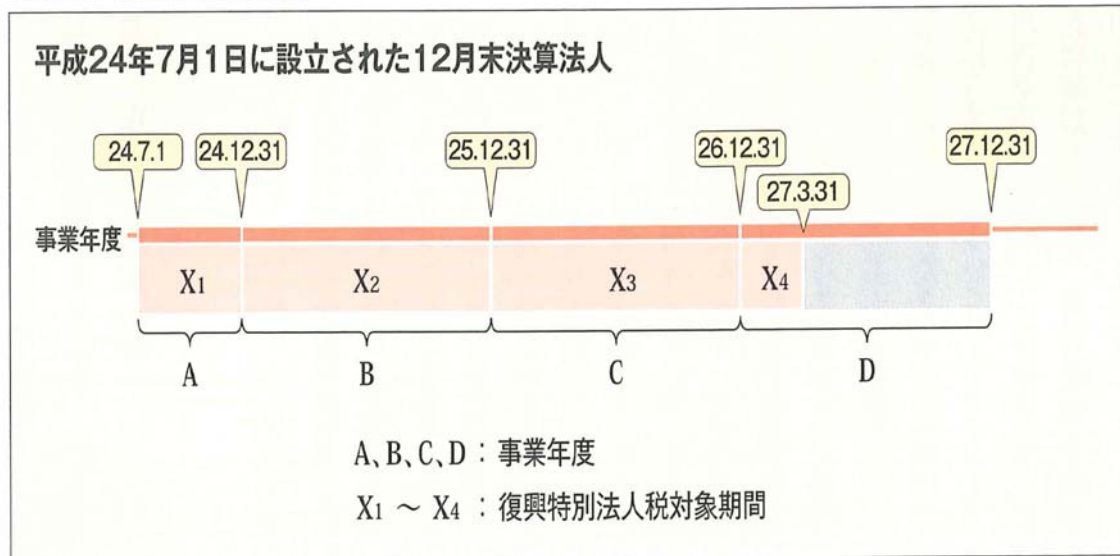
平成 25 年 3 月 23 日

東京メトロポリタン税理士法人

税理士 北岡 修一

※図表 1 別途あり

〈図表1〉新設法人の場合



〈図表2〉事業年度変更の場合

